

7 支払調書の提出までの流れと記載例(不動産の使用料等の支払調書)

平成 28 年分以後の不動産の使用料等の支払調書から、支払を受ける方や支払者等の個人番号又は法人番号を記載して提出する必要があります。

支払調書の提出までの流れ

特定個人情報の適切な取得・保管等

平成 28 年 4 月

平成 29 年 1 月

不動産賃貸借契約
個人番号の取得

支払調書の
作成提出

平成 28 年分 不動産の使用料等の支払調書

支払を受ける者 氏名又は名称	住所(住所) 又は所在地	国 税 太 郎	個人番号又は法人番号
			234567890123
区分	物件の所在地	期 日	計算の基礎
家賃	千代田区霞が関 2-X-X	賃貸借 4~12 月	200,000 円
			支払金額 1,800,000
(備考)			
支払者 氏名又は名称	住所(住所) 又は所在地	支払確定 年月日	あつせん手数料
株式会社 東京国税商會	東京都中央区築地 5-3-X	28.4.1	216,000
支払者 氏名又は名称	住所(住所) 又は所在地	個人番号又は法人番号	
国税商事 株式会社	東京都千代田区霞が関 1-X-X	98765432109876	
整理欄 ①		②	313

- ★ 法定調書を作成する時までに支払を受ける者から個人番号又は法人番号を取得する必要があります。
- ★ 法定調書の提出が明らかに不要である場合を除いて、不動産の賃貸借契約時等に、番号の取得をすることが可能です。

※ 例示した法定調書以外の法定調書についても同様に、法定調書作成時までに支払を受ける方の個人番号又は法人番号を取得し、法定調書に記載する必要があります。

8 個人番号・特定個人情報(個人番号を含む個人情報)を取り扱う場合の注意事項

法定調書の提出義務者や源泉徴収義務者は、個人番号を取り扱うこととなりますが、以下の点に注意する必要があります。

- 取得
事業者は、社会保障及び税に関する書類の作成など法令で定められた事務を処理するために必要がある場合に限り、従業員等に個人番号の提供を求めることができます。
例：事業者は、従業員等の営業成績管理等の目的で、個人番号の提供を求めてはなりません。
- 利用・提供
事業者は、社会保障及び税に関する書類に従業員等の個人番号を記載して行政機関等及び健康保険組合等に提出する場面でのみ、個人番号を利用・提供することができます。
例：社員番号や顧客管理番号としての利用は、仮に社員や顧客本人の同意があってもできません。
- 保管・廃棄
(1) 保管
特定個人情報は、社会保障及び税に関する書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、保管し続けることができます。
例：雇用契約等の継続的な関係にある場合に、従業員等から提供を受けた個人番号は、給与所得の源泉徴収票作成のために、翌年度以降も継続的に利用する必要が認められることから、特定個人情報を継続的に保管することができます。
(2) 廃棄
社会保障及び税に関する書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。
例：給与所得者の扶養控除等(異動)申告書は、7年間保管することとされており、その間は特定個人情報の保管ができますが、その後はできるだけ速やかに個人番号を廃棄又は削除する必要があります。
- 安全管理措置
個人番号・特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督も行わなければなりません。
例：組織的・人的安全管理措置
個人番号を取り扱う担当者を明確にして、担当者以外が個人番号を取り扱わないようにする。
例：技術的・物理的安全管理措置
特定個人情報記載された書類を、施錠可能な棚に保管する。
個人番号を取り扱う担当者以外の人は、情報にアクセスできない措置を講じる。

★ 特定個人情報の取扱いについては、特定個人情報保護委員会が作成したガイドラインを踏まえた対応が必要になります。特定個人情報の漏えい・紛失を防ぐために、事業内容や規模に応じて、必要な対応ができるよう準備をお願いします。

社会保障・税番号制度の詳細やお問合せは

▶ 社会保障・税番号制度の最新情報やお問合わせ

- 内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- マイナンバーのコールセンター(全国共通ナビダイヤル) 0570-20-0178

※ ナビダイヤルは通話料がかかります。平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月までの期間は、平日 9 時 30 分~20 時(土日祝日は 17 時 30 分)まで(年末年始を除きます。)となります。平成 28 年 4 月以降は、平日 9 時 30 分~17 時 30 分(土日祝日・年末年始を除きます。)となります。

▶ 国税に関する社会保障・税番号制度(法人番号を含む)の最新情報

国税庁ホームページのトップページ上段の <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm> をクリック 最新情報は、随時更新していきますので、お知らせコーナーをご覧ください。

源泉徴収事務・法定調書作成事務における社会保障・税番号制度の概要

マイナンバー制度
が始まります



いよいよマイナンバー制度が始まります。マイナンバー制度は、社会保障・税・災害対策の 3 分野で導入され、事業者の方については、法令に規定された範囲で、第三者の個人番号(マイナンバー)や法人番号も取り扱うことになります。

1 個人番号(マイナンバー)の概要

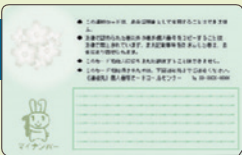
個人番号は、12 桁の番号で、住民票を有する方(住民票がある外国人を含みます。)に 1 人 1 つ指定され、市区町村から平成 27 年 10 月以降、通知カードにより通知されます。

通知カード

表面

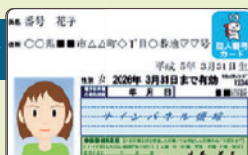


裏面



個人番号カード

表面



裏面



★ 法令に規定された場合を除き、第三者から個人番号の提供を求めることはできません。

2 法人番号の概要

株式会社などの法人等には、1 法人 1 つの法人番号(13 桁)が指定され、国税庁から平成 27 年 10 月以降、通知書により登記上の本店又は主たる事務所の所在地に通知されます。個人番号と異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。

★ 人格のない社団等に該当するみなさまへ
人格のない社団等^{*}にも法人番号が指定・通知されます。通知書をお届けする際、法人番号の公表についての同意を確認する書面と、法人番号の適切な指定及び公表を行うためのお尋ねを同封することとしています。
※ 法人でない社団または財団で代表者(管理人)の定めがあるものであって、法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体などが該当します。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

3 事業者が個人番号の提供を受ける場合の本人確認について

法定調書の提出義務者や源泉徴収義務者が、従業員や報酬などの支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認として、個人番号の確認と身元(実存)確認を行うことが必要となります。

※ 国税分野における本人確認方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

本人確認を行う場合に使用する書類の例

- 1 個人番号カード(番号確認と身元(実存)確認)
- 2 通知カード(番号確認)+運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元(実存)確認)※
※ 事業者の方が、写真表示のない身分証明書等により身元(実存)確認を行う場合には、2 種類必要です。

4 税務関係書類を税務署に提出する場合の本人確認について

個人の方が税務関係書類を提出する場合には、税務署で本人確認を行うため、個人番号カード等の本人確認書類を提示又は写しを添付していただく必要があります(郵送により提出する場合は、個人番号カード等の写しを添付していただく必要があります。)

このパンフレットの内容は、平成 27 年 7 月末現在の法令に基づいて作成しています。

